農業農村整備事業における環境配慮の運用

農政部農地整備課

1 趣旨

長野県環境基本条例の規定に基づき策定している長野県環境基本計画では、公共事業における環境配慮の推進が掲げられ、自然と人が共生し持続的に発展することができる郷土づくりを基本理念としている。

また、土地改良施設の新設・変更や区画整理等を行う農業農村整備事業は、自然環境に対し人為的に負荷を与える可能性を有していることから、事業の施行に当たっては、環境との調和に配慮することが土地改良法で定められている。

これらを踏まえ、農業農村整備事業における環境配慮をより効果的に実施するため、本運用を定めるものとする。

2 対象事業

対象とする事業は、国庫補助の県営農業農村整備事業とする。ただし、地すべり対策事業は、長野県公共事業等環境配慮推進要綱(平成23年1月18日付け22自保第255号。以下「推進要綱」という。)の対象地区に限る。

3 環境配慮の方法

(1) 新規地区の事業計画策定時に、環境情報協議会を開催するなど、学識経験者や地域住民の意見を参考に、環境配慮調書を作成する。

作成に当たっては、田園環境整備マスタープラン(農村環境計画)の内容を踏まえるものとする。

- (2) 推進要綱の対象地区は、別紙1のとおりとし、推進要綱に基づき手続を行う。 なお、公共事業環境配慮書(案)の作成に当たっては、環境配慮調書と整合を図 ることとする。
- (3)推進要綱の対象とならない地区は、作成した環境配慮調書に基づき、環境との調和に配慮し、事業を実施する。
- (4)業務及び工事の発注においては、特筆すべき環境配慮事項について、別紙2を参考に特別仕様書に明記する。
- (5) 工事において特有の対策を実施した場合は、環境配慮実施報告書(別紙3)を作成し、工事完了後、農地整備課に提出する。

農地整備課は、報告のあった事例をとりまとめ、事業計画策定及び事業実施において活用する。

(6) 取組の流れは、別紙4に示すとおりとする。

4 参考図書

- ・環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き1 (H14.2)
- ・環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き2 (H15.3)
- ・環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き3 (H16.5)
- ・環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針(H27.5)
- ・農業農村整備事業における景観配慮の手引き (H18.5)
- ・農業農村整備事業における景観配慮の技術指針(H30.5)
- ・農村環境の広域的な保全に向けた構想づくりガイドブック (H22.8)
- ・水田生態系の保全に視点をおいた整備技術の解説書(H23.3)
- ・田園環境整備マスタープラン作成ガイド(H27.4)

5 適用年月日

令和2年10月1日